

有料職業紹介事業

許可有効期間更新申請必要書類等（個人）

有料職業紹介事業の許可の有効期間の更新を行うにあたっては、職業安定法第31条の要件（許可基準）を満たしたうえで、許可の有効期間が満了する日の3か月前までに、事業主管轄労働局に下記①～⑦の書類等を提出する必要があります。申請日の超過は認められませんので、十分に余裕をもって準備してください。

なお、届出を必要とする変更事項について未届けのものがある場合は、許可の有効期間の更新申請の手続きに先立って、変更の届出手続き（事業報告書の提出を含む）を行う必要があります。

※③は、すでに提出したものに変更が無い場合は提出不要です。

※⑩は、職業安定法の改正（令和4年10月1日施行）により職業紹介事業の許可基準が改正されたことを受け、令和4年10月1日以降に有効期間の更新を受ける場合は改正後の許可基準に適合しているかの確認として提出が必要となります。

①有料職業紹介事業許可有効期間更新申請書（様式第1号）【正本1部・コピー2部】

②有料職業紹介事業計画書（様式第2号）【正本1部・コピー2部】

□ 有料職業紹介事業を行う事業所ごとに作成してください。

③代表者の住民票【正本1部・コピー1部】

□ 本籍地の記載があり、個人番号（マイナンバー）の記載が無いものに限ります。

□ 外国籍の方は国籍および在留資格（特別永住者の方は特別永住者であること）が記載されたものが必要です。

□ 申請日前3か月以内に証明されたものを提出してください。

□ 既に提出されたものに変更がない場合は、提出不要です。

④職業紹介責任者講習受講証明書【コピー2部】

□ 事業所ごとに選任した職業紹介責任者の、「職業紹介責任者講習受講証明書」の写しを添付してください。

□ 受講（修了）日が、許可の有効期間が満了する日前5年以内のものに限ります。

⑤所得税の確定申告書【コピー2部】

□ 最近（直近）の納税期のものに限ります。

□ 納税地の所轄税務署の受付印があるものを提出してください。電子申告の場合は、納税地の所轄税務署に受け付けられた旨が確認できるもの（e-taxからの「受信通知」を印刷したもの）の添付が必要です。

⑥納税証明書「その2」（所得金額の証明書）【正本1部・コピー1部】

□ 最近（直近）の納税期のものに限ります。

⑦貸借対照表および損益計算書（所得税青色申告決算書）【コピー2部】

□ 最近（直近）の納税期のもので、納税地の所轄税務署の提出したものに限り、

□ 白色申告または簡易簿記による青色申告の場合は不要です。

⑧ 預貯金残高証明書 【正本 1 部・コピー 1 部】

- 納税期末日のものを提出してください。
- 青色申告（貸借対照表（資産負債調）が提出される場合に限り）の場合は提出不要です。
- 白色申告または簡易簿記の青色申告の場合は、上記に加えて、金融機関の貸付金残高証明書、所有不動産の登記事項証明書、固定資産税評価額証明書等が必要になる場合があります。

⑨ 手数料（収入印紙 1 万 8 千円 × 「有料職業紹介事業を行う事業所数」分）

- 申請窓口で関係書類のチェックを受けた後に、①の書類の正本（第 1 面）に貼付してください。

⑩ 業務の運営に関する規程 【コピー 2 部】

- 改正後の許可基準を満たし、必要な項目が具備されている必要があります。
（令和 4 年職業案法改正内容を反映したモデル例あり）

⑪ その他

- ①～⑩以外について、必要に応じて補足資料の提出が必要となる場合があります。

問い合わせ先：兵庫労働局職業安定部需給調整事業課 TEL:078-367-0831